

自筆証書遺言（自宅保管・法務局保管）と公正証書遺言との比較

	自筆証書遺言		公正証書遺言
	自宅保管	法務局保管	
作成者	遺言者	遺言者	公証人 (遺言者が口授)
自書	必要	必要	不要 (署名以外)
証人	不要	不要	必要 (2名)
保管場所	遺言者	法務局	公証役場
偽造変造の リスク	ある	なし	なし
方式不備の 確認	なし	法務局職員が確認	公証人が確認
費用	なし	3,900円	財産の価格に 応じた手数料
裁判所の検認	必要	不要	不要
遺言書の存在を 知らせる通知	あり (検認期日通知書)	あり (指定者通知・ 関係遺言書保管通知)	なし